

求められる企業の人権への対応

近年、企業の経済活動は地球規模となって、我が国も海外進出する企業が増え、企業活動が世界的に拡大してきました。海外に事務所や工場をもつ企業は増加し、多くの日本国籍を有する方が海外で働いています。その中で、企業はとにかく業績を上げるため自社の利潤追求のみが優先され、倫理観、法令遵守、サプライチェーン上の人権が軽視されるなど、様々な社会問題が表面化しました。特に1990年代以降、我が国のみならず先進国のグローバル企業が途上国で事業展開をする際に、強制労働・児童労働・環境破壊など現地で大きな問題を引き起こす事例が多く報道されました。読者の皆様の中にもこのような報道をご覧になった方がいらっしゃると思います。このような事態を受け、私たち消費者をはじめ、労働者、関連企業、取引先、地域社会などの利害関係者から、人権尊重をはじめとする問題に企業が真剣に取り組むことが求められるようになりました。

こうした流れも受けて、国連では平成10年に「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」平成23年「OECD多国籍企業行動指針」「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されました。この指導原則は、

- 1 人権を保護する国家の義務
- 2 人権を尊重する企業の責任
- 3 救済へのアクセス

の3つを柱とし、国家及び企業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重の取組を促すものとなっています。これを受けて政府は令和4年「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しました。

【なぜ企業が取り組まなければならないのか】

1 商品等の差別的要素や欠陥による

販売停止・事業撤退

商品や広告表現における差別的な要素が批判される場合や、製品の欠陥が事故を招く場合、企業は公式な謝罪、被害者への補償を含めた真摯な対応、場合によっては商品の回収、販売停止やリコール等も必要になります。

2 従業員離反による業務停滞・事業停止

労働条件の改善を訴えて従業員が集団で業務を拒否するストライキが、事業に大きな打撃を与え、それがメディアに取り上げられることで消費者や顧客、取引先に

西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課

悪影響を与え、企業の評判が悪くなるリスクにつながります。

人権侵害に関連する不祥事が発生した企業に対して、企業や政府、地方公共団体などが取引を停止したり、環境や人権を考慮する企業が、その基準を満たさない関連企業との取引を停止したりすることも考えられます。

3 不買運動や罰金、損害賠償請求

企業に関して人権侵害事案はSNS等を通じて拡散されることもあり、最悪のケースとしては不買運動に発展する可能性もあります。プライバシー関連の規制違反等により、企業が日本国内や海外拠点において、多額の罰金を科されるケースもあります。ハラスメントや長時間労働の強要、製品事故等に関して提訴され、損害賠償、慰謝料の支払が命じられることがあります。また訴訟費用も発生します。最近、高額な判例もみられ、このような費用が発生すれば企業にとって大きな負担です。

4 優秀な人材が確保できない

労働条件・待遇や性別・国籍等に基づく差別的選考、悪評は、優秀な人材獲得が難しくなり、結果、企業の開発力、技術力、競争力が低下していきます。

5 企業価値の低下

人権侵害の事案が頻繁であったり、長期化したりする場合は、企業イメージに悪影響を及ぼし続けます。ひいては企業としてのブランド価値が毀損されていきます。企業のブランド価値の低下は、顧客離れにとどまらず社員の離職、取引停止、上場企業の場合は株価下落など多くの弊害を生み、企業業績に多大なダメージを与えます。

人権侵害の多くは、経営陣や従業員の人権に関する知識・理解不足が原因で起こるケースがほとんどです。企業は社会的責任を果たすためにも新たな人権課題も含めた教育・研修プログラムを提供していく必要があります。これまで上げたりリスクを回避することも重要ですが、そのためにだけ取り組むのではなく、人権尊重を目的として取り組んでいくという姿勢が求められています。

西条市人権擁護課と西条市人権教育協議会企業部会では6月23日(金)13時30分より西条市役所で講座を開催いたします。お問い合わせは ☎ 0897-52-1460(直通)までお気軽にどうぞ。



公民館だより

よしい

2023年
7月号
令和5年

吉井地区5月末人口	前月比
男 1,111人	(+2人)
女 1,203人	(+2人)
計 2,314人	(+4人)
世帯数 1,102戸	(+2戸)

〒799-1363 西条市玉之江235-2
TEL・FAX: (0898) 64-3001
E-mail: yoshii-k@saijo-city.jp
<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/syakaikyoiku/yosii-index.html>



←カラーの公民館だよりはこちらです。

吉井地区市民大運動会 開催



令和5年5月21日(日)



爽やかな青空の下、吉井地区市民大運動会が開催されました。小学校や地域の方々のご協力のおかげで、4年ぶりに地域種目を行うことができました。

小学生の元気な演技やベテラン勢の妙技に、声援と笑顔がいっぱいの1日になりました。来年の運動会が今から楽しみです。



救急法講習会を実施しました



吉井地区愛護班連絡協議会では、6月8日(木)、9日(金)に吉井公民館で救急法講習会を行いました。西条西消防署の方にお越しいただき、心肺蘇生法やAEDの使い方などの応急処置について学びました。



サークル活動

「ひなの会」作品展



場所:南地域交流センター 期間:6/29(木)まで
花器やランプ、かわいい動物など、さまざまな味わいの作品を展示しています。

参加者募集

婚活イベント
「真夏のスイーツパーティー」

1対1でトークをした後にスイーツタイムで交流。イベント1週間前から、参加者限定のトークルームでプロフィールを確認したり、メッセージを送ったりできます。みなさまのご参加お待ちしております♪

- 【日時】8月20日(日) 13:30~15:30
- 【会場】SAIJO BASE (西条市明屋敷131-2) 2階 交流チャレンジスペース
- 【対象】本市在住・在勤もしくは西条市に移住希望の25~35歳位までの独身男女
- 【定員】男女各15名
- 【参加費】2,000円(センター支援金500円含む)
- 【申込期間】6月26日(月)~7月31日(月)
- 【申込】左下のQRコードを読み取ってください。



【問合せ先】
えひめ結婚支援センター東予事務所
電話:0897-47-4853

会員募集

シルバー人材センター

シルバー人材センターでは、原則60歳以上の市内在住者で働く意欲のある健康な方を募集しています。

- 送迎等の運転業務 ●スーパーでの軽作業
- 事業所等の清掃作業
- 介護施設での見守りや配膳、掃除等
- 一般家庭での掃除、洗濯、調理等家事手伝い
- 空き家の管理や剪定、草刈り、墓地清掃など

参加者募集

西条市QOL向上事業教室

市民の皆様方が、生涯健康であり続け、生活を充実させ、生きがいや楽しみをもって幸福に過ごせるようになるために、生活習慣病の予防、介護予防などに効果的な運動方法(健康体操)をご紹介します。

- 【日時】7月9日(日)9:30~10:30(受付9:15~)
- 【場所】楠河公民館 大会議室
- 【定員】先着30名
- 【対象】東予地区にお住まいで、医師に運動制限を受けていない方
- 【参加費】無料
- 【申込先】本庁スポーツ健康課、各公民館
- 【申込締切】7月6日(木)必着
- 【その他】当日は飲み物・タオルを持参し、運動のできる服装でお越しください。

【問合せ先】
西条市役所スポーツ健康課
電話:0897-52-1255



知識・経験・技術を活かし、元気に活躍しませんか。入会の方法や仕事の依頼など、お気軽にご連絡ください。

【問合せ先】
公益社団法人西条市シルバー人材センター
小松サービスセンター3階(小松町新屋敷甲496)
電話:0898-76-3670



運動会②
活躍の一コマ



総合優勝
石田地区



石田短歌会

この年も七折小梅十キ口を漬け終えたりぬ梅雨の晴れ間に
連休に子孫来ると便りあり楽しくもあり気苦勞もあり
おはようと元気に挨拶してくれる少年待ち居り草を引きつつ
ミュージカルの「嘉農」観劇白球を打つ音リアル坊ちゃん劇場
久々の老人会の観劇旅行年令忘れて一日楽しむ

相原サツキ
徳永吉則
森田 薫
山内美佐子
山内喜久子

7月 行事予定

日	月	火	水	木	金	土
2 休館	3 休館	4	5 ガラスびん	6 七夕お茶会	7	1 11:00~11:30 カワセミ号 8
9 休館	10 休館	11	12 古紙 青少年健全育成協議会 地区別懇談会	13 ♪吉井カフェ 13:30~15:00	14	15 カワセミ号 11:00~11:30
16 休館	17 海の日 休館	18 振替休日 休館	19	20	21 プログラミング 教室	22
23 休館	24 休館	25 プログラミング 教室	26 プログラミング 教室	27 プログラミング 教室	28 プログラミング 教室	29 カワセミ号 10:40~11:00
30 休館	31 休館	■ 毎週月曜日と祝日は休館日です。 ■ 日曜日を臨時休館といたします。				

